

ふくしま12市町村食と酒体験ツアー実施事業業務委託仕様書(案)

1 委託業務の名称

ふくしま12市町村食と酒体験ツアー実施事業業務

2 委託業務の目的

震災・原発事故から15年が経過したふくしま12市町村(※)では、震災で被害を受けた酒蔵が地元での生産を再開したほか、地域住民による伝統的な特産品の生産・販売に加え、地域の担い手による新たな産品が開発されるなど、各地で様々な地場産品を味わう楽しみが増えてきている。

今年度から第3期復興・創生期間が始まり、ふくしま12市町村のさらなる魅力発信が求められる中、そうした機運を生かし、ふくしま12市町村のお酒や食を通じ、地域の魅力やそれらに携わる人々の思いに触れる機会を創出するツアーを実施することで、リピーターの獲得や関係人口の拡大を図ることを目的とする。

※ふくしま12市町村とは、田村市、南相馬市、川俣町、飯舘村、葛尾村、川内村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町を指す。

3 事業内容

(1) ツアーコンセプト

- ①ふくしま12市町村の食とお酒を五感で味わえる体験
 - ②ふくしま12市町村の人々との交流を楽しめる体験
- の2つを必ず盛り込んだツアーの実施。

(2) 対象・参加人数

首都圏等の社会人(20歳以上) 20名程度
なお、最小催行人数は15名とする。

(3) 実施日程(1回)

令和8年10月～11月のいずれか2日間 1泊2日

※ なお、実施日程については、下記5の委託業務期間内に委託業務が完了する場合は、上記期間以外の実施も可とする。

(4) 参加費

1人15,000円～30,000円程度徴収する。(保険料、集合地以降の交通費を含む)
※金額については、財団支所と協議の上、決定するものとする。

(5) 委託業務内容

ア ツアーの企画運営について

- (ア) 告知・募集等プロモーション活動用にユニークなツアー名称を決定すること。
- (イ) 行程を精査し、最終行程を決定すること。
- (ウ) 行程の確定後、ツアー参加者への周知・募集、参加受付及び取りまとめを行うこと。

また、ツアー参加者の募集に当たっては、一般財団法人福島県電源地域復興財団ふたば復興支所(以下、「財団支所」という。)のホームページ(福島県ふたば復興事務所のホームページ)における募集のほか、受託者の採用するメディア等を活用して広く公平に募集を行うこと。

- (エ) ツアー参加者募集の際には、参加条件に下記の条件を付して募集すること。

- a ツアー中又はツアー終了後に、参加者個人のSNS等でツアーに関する投稿をしていただけること。

- b ツアー中の写真及び動画の撮影に同意いただけること。
 - c 指定されたアンケートへの回答に協力いただけること。
 - d 撮影した写真・動画及びアンケートの回答内容を、当財団が情報発信する媒体（Instagram、Facebook等）で使用することに同意いただけること。
 - (オ) ツアー参加者への連絡調整、開催案内、日程表の作成・交付、集合場所から電車を利用する場合の切符の手配・交付を行うこと。
 - (カ) 行程管理等に対応するスタッフを同行させること。
 - (キ) 当日の移動手段、訪問先、食事、宿泊について手配・連絡調整、謝金費用の支払いを行うこと。
- ※東京駅を集合・解散地とする。ただし、ふくしま12市町村内移動については貸切バスを手配すること。
- (ク) 旅行保険の加入を行うこと。
 - (ケ) ツアー参加者の安全や体調管理に努めること。
 - (コ) ツアー終了後は、ツアー参加者に対してアンケートを実施すること。
- なお、アンケート内容は、財団支所と協議して決定するものとする。

イ ツアーの内容について

- (ア) ふくしま12市町村のお酒をさらに味わい深く楽しめるよう、調和のとれた食事を提供する場を設け、お酒と食を掛け合わせた、地域の魅力を存分に満喫できるコンテンツを実施すること。
- (イ) ふくしま12市町村で醸造されたクラフトビールが味わえる行程を実施すること。
- (ウ) ふくしま12市町村内の水産物、農産物に関する収穫等の体験を実施すること。
- (エ) 宿泊先はJヴィレッジとすること。
- (オ) ふくしま12市町村の食と酒を堪能しながら、ツアー参加者とその地域で活躍する人々との交流会を実施すること。
- (カ) ふくしま12市町村の食材やお酒を使った、ツアーオリジナルの食事又はお酒等を提供すること。
- (キ) お土産等を購入できる機会を設けること。
- (ク) ツアー内でふくしま12市町村全ての製品について、可能な限り試食・試飲、生産者との交流の機会を設けること。なお、行程上の制約等により実施が困難な場合は、パンフレット、チラシ等を活用した紹介を可とする。

※ なお、参考までに当ツアーの過年度実施実績については以下のとおりになります。

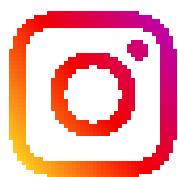
(参考) ふたばの食と酒体験ツアー過年度実施実績

令和7年度(実施回数:1回)

開催日:令和7年10月18日～10月19日(1泊2日)

開催場所:浪江町、双葉町、大熊町、富岡町ほか

内容:試飲、醸造所見学、蒸留体験、農場見学、夕食交流会ほか
(福島県ふたば復興事務所のInstagram及びFacebookに関連記事あり)



Instagram



Facebook



4 委託対象経費

委託料に含まれる経費は次のとおりとする。

- (1) 受託事業運営スタッフ賃金、旅費、訪問先等への謝金
- (2) 当日の移動手段及び手配に係る経費
- (3) ツアー参加者の集合地以降の交通費、現地での宿泊費、食費(酒含む)、行程表記載の経費
- (4) 掲出記事内容の作成費
- (5) ツアーの告知・募集等プロモーション活動に係る費用
- (6) 事業管理費
- (7) 消費税及び地方消費税相当額
- (8) その他業務に関連する経費

5 委託業務期間

契約締結の日から令和9年1月29日(金)まで

6 準拠する法令

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)
- (2) その他関係法令及び通則

7 成果品

受託者は、本業務実施にかかる次のものを成果品として提出すること。

- (1) 実績報告書 1部
- (2) 実績報告書に掲載した画像及びツアー当日の画像の電子データ
- (3) 本業務において作成した資料等

8 提出書類

- (1) 委託業務着手届(第1号様式)
- (2) 委託業務完了届(第2号様式)
- (3) 上記7記載の成果品(任意様式)
- (4) 個人情報取扱報告書(指定様式)
- (5) その他財団支所が必要と認める書類

9 受託者の責務

- (1) 苦情等の処理
本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに財団支所へ報告すること。
- (2) 信用失墜行為の禁止
受託者は、本業務の実施に当たり各種法令等を遵守し、財団支所の信用を失墜する行為を行ってはならない。
- (3) 法令等の遵守
 - ア 個人情報等の守秘義務
本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。
なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。
 - イ 個人情報等の目的外使用の禁止
個人情報等については、他の目的で使用すること及び売買することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。
なお、個人情報記載された資料については、事業完了後、財団支所に返還すること。

10 仕様変更等

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

(2) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ財団支所と協議し、承認を得ること。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、財団支所と受託者が協議して定める。

11 その他

(1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

(2) 受託者は行程管理を適切に行い、遅滞なく実施すること。

(3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、財団支所と協議のうえ決定すること。

(4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。やむを得ず再委託する必要がある場合は、財団支所と協議し、承諾を得ること。

(5) 受託者は、財団支所と定期的に打合せを行い、進捗状況をきめ細かに報告すること。

(6) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、財団支所に帰属するものとする。

(7) 本委託業務の受託者は、財団支所に許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。

(8) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに財団支所へ連絡するとともに、当該紛争の原因が専ら財団支所の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、財団支所は、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

(第1号様式)

委託業務着手届

令和 年 月 日

一般財団法人福島県電源地域振興財団代表理事 様

受託者 住所
名称
代表者

印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付けで着手しましたので届け出ます。

記

- 委託業務名
ふくしま12市町村食と酒体験ツアー実施事業業務
- 委託期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

(第2号様式)

委託業務完了届

令和 年 月 日

一般財団法人福島県電源地域振興財団代表理事 様

受託者 住所
名称
代表者

印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付けで完了しましたので届け出ます。

記

- 委託業務名
ふくしま12市町村食と酒体験ツアー実施事業業務
- 委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 委託期間
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 添付書類 実績報告書 (任意様式)

(様 式)

個人情報取扱報告書

令和 年 月 日

一般財団法人福島県電源地域振興財団代表理事 様

住所又は所在地

事業者等名称

氏名又は代表者の氏名

令和 年 月 日付けで契約した「ふくしま12市町村食と酒体験ツアー実施事業業務」について事業完了しましたので、契約書（個人情報取扱特記事項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 取り扱った個人情報の内容

2 個人情報の返還等

	対応内容	実施日時	担当者	実施方法
	返還			
	引き渡し			
	消去			
	廃棄			
	その他			

※該当する対応内容に○

※消去又は廃棄の場合、実施日時、担当者名及び実施方法を記入すること